

議案第30号

志摩市奨学金返済支援基金条例の一部改正について

志摩市奨学金返済支援基金条例の一部を改正する条例を次のとおり提出する。

令和7年2月26日 提出

志摩市長 橋爪政吉

志摩市奨学金返済支援基金条例の一部を改正する条例

志摩市奨学金返済支援基金条例(平成28年志摩市条例第46号)の一部を次のように改正する。

附則第2項を削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。